

第1回入善町農業委員会議事録

平成26年8月4日午後3時00分から第1回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩	16番 市森孝義
17番 中島由起子	18番 手塚喜志子		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会 係長	上田久志
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主事	上田敬章
入善町農業委員会 主事	柳澤拓也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	議席決定の件
日程第4	会期及び議事日程の件
日程第5	議事録署名委員決定の件
日程第6	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第7	議案第1号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

竹島事務局長

本日は、お忙しい中、改選後、初の総会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の竹島です。

この度の農業委員会委員の改選により、ご就任されました委員各位には、心からお喜びを申し上げます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、改選後の第1回入善町農業委員会を開催いたします。

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定により、改選後、最初に行なわれる委員会は、市町村長が召集することになっておりますので、本日の委員会は米澤町長が召集したところであります。

まず最初に、米澤町長が開会の挨拶を申し上げます。

米澤町長

第1回入善町農業委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の任期満了に伴う農業委員会委員の改選により、農業委員に就任されました皆様方には、心よりお祝い申し上げます。

無投票ではありましたが、選挙で当選された委員が 11 名、そして、農協、農業共済組合、土地改良区、町議会からの推薦に基づいて選任された委員が 7 名、合計 18 名の委員の皆さんには、これから 3 年間の任期の間、本町の農業振興のために、格別なご尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の改選では、選挙による委員 11 名のうち 6 名と、選任による委員 7 名のうち 4 名が再任ということで、経験豊富な委員が半数以上おられますので、安心してお任せできるものと思っております。

また、新人 8 名の方には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、入善町には、基盤整備などの環境整備が済んだ広大で肥沃な農地が広がっておりますが、これは先人たちの並々ならぬ努力の賜物であり、町の大切な財産として、永く後世に引き継いで行かなければなりません。

農地を守っていくためには、安定的な農業経営が必要不可欠であり、そのためには担い手の育成や経営規模の更なる拡大はもちろんのこと、多角経営化や 6 次産業化の推進など、農業の基盤強化と経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければならないと考えております。

しかし、今日、米価の下落や T P P 問題など、わが国の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、経営的に成り立つ農業を実現することは、決して容易なことではありません。

その実現のためにも、農業委員会が果たすべき役割は、大変大きいものがあると考えております。

国では農業委員会等の見直しについて検討されているところであり、先行き不明なところもありますが、農業委員の皆様には、今後とも、農地の利用集積の促進や、担い手の掘り起こし、耕作放棄地のない町の実現など、農地を守り、農業を振興する施策を積極的に推進していただきますよう、お願いいたします。

そして、農業委員の皆さんには、地域の世話役、農家の良き相談役として、頼りにされるような存在になっていただきたいと願っております。

最後になりましたが、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

竹島事務局長

米澤町長ありがとうございました。なお米澤町長におかれましては、公務のため、これにて退席いたします。

(米澤町長退席)

竹島事務局長

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

事務局

それでは、座席順に紹介させていただきます。入善地区選出の綿利秋委員、上原地区選出の中島茂樹委員、青木地区選出で新任の笹原信一委員、飯野地区選出で新任の塚田周一委員、同じく飯野地区選出の長田昭委員、小摺戸地区選出で新任の柳澤勝譽志委員、新屋地区選出の寺崎敏明委員、栴山地区選出の鍋嶋太郎委員、横山地区選出で新任の紺田與規一委員、舟見地区選出で新任の愛場正利委員、野中地区選出の窪野俊和委員、以上の 11 名の方が選挙で当選された委員です。

続いて、法律に基づいて各関係機関から選任された委員です。みな穂農業協同組合推薦、みな穂農業協同組合専務理事の酒井良博委員、富山県農業共済組合推薦、富山県農業共済組合理事の松原二美榮委員、入善土地改良区推薦、入善土地改良区副理事長の上島幸夫委員、続いて紹介するのは、入善町議会推薦の方 4 名です。入善町議会議員で産業教育常任委員会委員長の野島浩委員、農業生産法人有限会社ビガーラスファーム代表取締役の市森孝義委員、女性委員で担い手農家の中島由起子委員、同じく女性委員で担い手農家の手塚喜志子委員、以上 18 名になります。

委員の皆様のご紹介をさせていただきましたが、初回でありますので、事務局職員の紹介もさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

竹島事務局長

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、臨時議長指名の件についてであります。

地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの発言)

竹島事務局長

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります上島委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました上島です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

入善町農業委員会の委員定数は18名であります。

本日、出席された委員は18名全員で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本委員会は成立しております。

次に日程第2、選挙第1号、入善町農業委員会会長互選の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第1号、入善町農業委員会会長互選の件が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。

なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者を以って当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

臨時議長（上島 幸夫）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長候補者を推薦願います。

野島委員

今、農政は混迷しております。この難局において農業委員会の果たすべき役割は、大変重要であります。ゆえに会長職には、豊かな経験とリーダーシップが求められます。これらを鑑み、前任の農業委員

会会長である鍋嶋委員が適任であると考えます。鍋嶋委員は、今日にいたるまで耕作放棄地問題等にリーダーとして積極的に取り組んでこられました。このような実績から、鍋嶋委員を再任いただくよう、議長にはお諮り願います。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、野島委員から、会長候補者として鍋嶋委員の推薦がありました。

お諮りいたします。鍋嶋委員をもって、本案件の当選人と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

臨時議長（上島 幸夫）

起立全員であります。

よって、入善町農業委員会会長に鍋嶋委員が選出されました。鍋嶋委員が議場におられますので、ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。

鍋嶋委員

私から一言よろしいでしょうか。

臨時議長（上島 幸夫）

会長に当選されました鍋嶋委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

鍋嶋委員

鍋嶋です。皆さん今ほどは、選任いただきありがとうございます。

3年間一緒に頑張りましょう。よろしく申し上げます。

臨時議長（上島 幸夫）

それでは新会長が選出されましたので、これをもって新会長に議長を交代し、臨時議長は議長席を降壇します。

皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

竹島事務局長

臨時議長には、大変お疲れ様でした。

ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長には議長席に着席願います。

（議長交代）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、ここから先は、私の方で議事進行を努めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3、議席決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆さんがお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うこととなります。

議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長

が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることになっております。
お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配布させます。

（事務局が議席案を配布）

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配布しました議席案のとおりであり、今ほど座っておられる席のとおりであります。
まず、選挙による委員の議席は、各々の住所で町の行政区順に1番から11番までとしました。
次に、団体推薦による選任委員の議席は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、議会の順に12番から18番としました。
それでは、お諮りします。
議席は、お手元に配布した議席（案）のとおり指定したいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は議席案のとおり指定することに決定いたしました。
なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。
次に日程第4、会期及び議事日程の件を議題といたします。
お諮りいたします。会期は本日一日限りとし、日程は、議事終了までといたしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、会期を本日一日限りとし、日程は議事終了までとすることに決定いたしました。
次に、日程第5、議事録署名委員決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の選出については、議長が指名することといたしたいが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は議長が指名することに決定いたしました。
慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます。議席番号1番綿委員と議席番号2番中島委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。
次に日程第6、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件を議題といたします。事務局

より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの「入善町農業委員会会長互選の件」と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者を以って当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願います。

野島委員

職務代理者は、農業委員会会長に代わる重要な職務ですので、前任の職務代理者でもあり、入善町農業と深い関係がある、みな穂農業協同組合の専務理事である酒井委員が適任であると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、野島委員から、会長職務代理者の候補者として、酒井委員の推薦がありました。

お諮りいたします。酒井委員をもって本案件の当選人と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鍋嶋 太郎）

起立全員であります。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に酒井委員が選出されました。

酒井委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定を以って、当選人に対する告知とさせていただきます。

酒井委員

私から一言よろしいでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

会長職務代理者に当選されました酒井委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

酒井委員

ただいま選任いただきました、酒井です。

先ほどからの話にありますように、今の農業は難題を抱えております。会長と共に全力で職務に当た

らせていただきますので、皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、酒井委員は会長職務代理者席にご着席下さい。

（酒井委員が会長職務代理者席へ移動）

議長（鍋嶋 太郎）

引き続き、議案の審議に戻ります。

日程第7、議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は、入善町神林〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は411㎡です。

譲渡人は入善町神林〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町神林〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、神林の自作地を中心に水稻約3.0haを経営する認定農業者ですが、農作業場や作業効率向上のための宅道を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

拡張後の面積は、1,840.91㎡と農家住宅基準の1,000㎡より大きな面積ですが、農作業場や農作業スペース、宅道として利用し、農業経営を行ううえでの必要な面積であると思われま

す。国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、公共施設又は公益的施設が存在する地域」に該当すると認められることから、第3種農地であり、運用通知第2の1の（1）のエの（イ）に規定されている許可基準のとおり、第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

この申請地は、平成26年7月29日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書の確認印については、綿委員にいただいております。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和48年頃から宅道として、また、昭和53年頃から農作業場の敷地の一部として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町東狐〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は80㎡です。

譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、所有する車の台数が増えたため、既存の敷地では手狭になったことから、隣接する農地を転用し、駐車場敷地として拡張する計画です。拡張後の面積は、553㎡と一般住宅基準の500㎡より大きな面積ですが、必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2

分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和58年8月13日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書の確認印については、長田委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

綿委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりです。

〇〇さんは、11人家族であり、車の台数も増え、農業用車両の保管場所を確保しようとしたところ、地目が農地のままだったことが発覚したため、今回の申請となりました。宅道や農作業場は何十年も前から、昭和の頃から現状のように利用しており、周囲の農業環境に影響はないと判断し、問題ないと思います。

長田委員

申請番号2番は、私が確認しました。

申請の土地は、宅地に挟まれた小さな土地であり、農地として利用しにくい状態であったため、隣接する宅地の所有者に有効活用してもらうための転用とのことでした。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、本案件は原案どおり県知事へ進達することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。この議案につきましては、私が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

（会長退席）

酒井職務代理者

それでは、日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年8月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は更新2件の申請です。

申請番号1番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、柵山上三角〇〇、地目はすべて田、計23筆で8,272.91㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町柵山〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号2番。柵山〇〇、柵山〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山下三角〇〇、柵山中三角〇〇、柵山中三角〇〇、柵山中三角〇〇、柵山中三角〇〇、地目はすべて田、計15筆で5,944.82㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、更新2件です。今回は農業者年金受給のための利用権設定です。よろしく申し上げます。

酒井職務代理者

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

酒井職務代理者

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第2号、農地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員異議なし)

酒井職務代理者

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

(会長入場)

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

長田委員

青木の国道8号線バイパス沿いの農地にヒマワリを植えてあるところがあります。せつかく植えてあるのに、雑草に負けているので、なんとか対策できないものですかね。

事務局

長田委員の指摘される土地は、入善町の所有地として、景観や環境維持のため、業務委託して土地を管理していただいております。連作障害等もありまして、様々な対応をしておるところでありますのでよろしくお願いいたします。

愛場委員

私は、今回から農業委員になりましたが、農地転用のことで1つお聞きしたいのですが、小作人の承認なしに転用することはあるのですか。

事務局

小作人においても同意無しに、転用許可をすることはありません。ただ、農業委員会で把握できず、転用対象農地の所有者も小作人を把握していない場合、愛場委員が心配しておられるようなことはあるかもしれません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

では、事務局よりご案内させていただきます。

富山県農業会議の開催する新任農業委員の研修会が8月19日火曜日にあります。新任委員でない方の参加も承りますのでよろしくお願いいたします。車は事務局で用意いたします。12時30分に役場を出発する予定です。

次に、合同農地パトロールについてです。去年は8月にパトロールをしておりました。今年は選挙と重なってしまいましたので、9月の農業委員会の時に農地パトロールを行いたいと思います。農業委員の皆さんの担当地区で、農地パトロールで回りたい場所の希望があれば伺います。案としましては、耕作放棄地の蛇沢の3反歩田をパトロールして、舟見の耕作放棄地を解消した田を回ることにはしたいと思います。

次に、機構集積支援事業費補助金を活用しましての先進地視察研修についてです。本年も昨年同様実施いたしますので、ご案内いたします。時期や視察先の要望等ありましたらよろしくお願いいたします。

最後に、農地中間管理事業についてです。県内においても今年度から始動しております。県において、7月上旬に推進のためにパンフレットが作成されたところです。町におきましても、県のパンフレットを補足する形でリーフレットを作成しました。この二つの資料は、各地区の営農指導員を通して全農家への配布を依頼してあります。また、7月23日には、生産組合長会の会長さんへ、事業についての説明会を、県と中間管理機構の職員を招いて実施いたしました。農業委員の皆さんにおきましても、事業内容についてご理解いただき、農家への周知をお願いいたします。

中島委員

農地中間管理事業について、各地区の生産組合長会長さんへ説明会を実施したとのことですが、我々の方まで情報が来ていません。地域集積協力金の対象についても大変わかりにくいです。

事務局

生産組合長さんへは、地区への制度の周知をお願いしてあります。今後の集まり等で説明があるのではないかと考えております。また、地区として要望をいただければ、生産組合長会の方で調整はお願いしますが、説明会は行います、と伝えてあります。

地域集積協力金につきましては、入善町のように農地の利用集積率が高い地域では、大変取り組みにくい制度であると思います。集落営農組合が法人化するような時に活用いただければと考えております。耕作者集積協力金を活用して農地の交換を進めていくことの方が、活用しやすい制度ではないかと思っております。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

（意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、次回の委員会の日程ですが、開催日は、9月8日月曜日午後1時30分で、会場はこの場所とさせていただきます。委員会後に、農地パトロールということでお願いします。農地パトロールの時に、先ほどのヒマワリの農地も確認していきましょう。

本日は、改選後の初めての委員会でありましたが、長時間にわたって慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

皆様方のご協力により、委員会が無事終了しましたことに、厚くお礼申し上げます。

終わりになりますが、本日、選任いただきました会長、会長職務代理者、共々に、微力ではありますが、この重責を果たすために、一層の努力をして参る所存でありますので、今後とも、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回入善町農業委員会を閉会します。どなた様もお疲れ様でした。

（閉会 午後4時23分）